

# 第1章 計画策定の経緯と目的

## 第1節 計画策定の経緯

長崎県島原半島南部に位置する史跡原城跡は、17世紀初頭に完成した肥前有馬氏の城跡であり、寛永14年（1637）に勃発した島原・天草一揆の舞台となった城である。

城は、海岸に突き出した台地に築かれ、本丸、二ノ丸、三ノ丸、天草丸、鳩山出丸などから構成されていた。本丸は直線的な墨線を持ち、出入口は舟形で、石垣や礎石、瓦葺きの建物など近世的な城郭の特徴を有していた。一方で二ノ丸、三ノ丸等の他の曲輪は自然の地形に沿った土づくりの墨線を持つ中世的な城郭の特徴も有する城郭であった。

慶長19年（1614）に有馬直純が日向国（宮崎県延岡市）に転封となり、代わって領主となつた松倉氏が島原城を築き居城を移したため、原城は一国一城令によって廃城となつた。

さらに、島原・天草一揆の戦後処理として幕府軍により城は徹底的に破壊された。

このように原城跡は、中世城郭と近世城郭の特徴を併せ持つ『城郭としての価値』と『島原・天草一揆の戦跡としての価値』という時代が異なる2つの価値を有する城跡である。

昭和13年（1938）5月30日に、城郭の範囲と一揆の際の最前線として仕寄場が構えられた範囲が「史蹟原城址」として国の指定を受けた。

昭和30年代から50年代にかけて、公園化事業の実施や道路改良事業、モニュメント、看板類の設置などの開発が進められ、無断の現状変更も見られるようになってきたことから、昭和52年度、史跡の保存管理を徹底することを目的として、旧南有馬町により『原城跡保存管理計画』が策定された。平成元年3月には、原城跡の調査整備等に関する短期、長期の計画である『史跡「原城跡」環境整備計画－島原の乱の舞台－』が示され、計画並びに原城跡整備委員会の指導助言を得ながら、平成4年から発掘調査に着手している。これまでに十字架やメダイ、ロザリオの珠などの島原・天草一揆にまつわるキリスト教関連遺物や築城時の遺構、一揆後の破壊を示す遺構なども検出されており、原城跡整備委員会の指導助言を受けながら、発掘調査の進捗と同時並行で、遺構保護工事なども進められた。

平成19年からは「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補として世界文化遺産登録に向けた取り組みを開始した。その際、前回の保存管理計画の策定から30年程経過しており、発掘調査の成果も含めて史跡の保存や整備にも大幅な見直しと具体化が必要となったことから、平成21年度に『国指定史跡 原城跡、日野江城跡、吉利支丹墓碑保存管理計画書』を策定し、翌平成22年度には本丸地区の整備等を中心とした『史跡原城跡 整備基本計画書』の策定を行つた。史跡原城跡 整備基本計画は、平成28年（2016）7月に史跡見学者が利用できる駐車場を指定地外に整備することを盛り込むために追補版を策定し、平成29年（2017）3月には、急増する自然災害等による史跡のき損への対策を盛り込んだうえで史跡整備全体の事業計画を再構築するために補訂版を策定した。

平成30年（2018）7月には、原城跡が「長崎と天草地方の潜伏キリスト教関連遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録された。

この時点において、『国指定史跡 原城跡、日野江城跡、吉利支丹墓碑保存管理計画書』は、策定から10年近くが経過しており、記載内容が本丸に偏ること、二ノ丸や三ノ丸など他の曲輪

や仕寄場など史跡全体の言及が不足していたことや、今日、強く求められる活用分野の方策の拡充も課題であった。こうした状況を踏まえ、これまでの保存管理計画の理念を踏襲しつつ、史跡全域あるいは周辺も含めた保存活用策を拡充させ、防災面なども含めて、より詳細な記載を行うために、令和3年（2021）3月、新たに『史跡原城跡 保存活用計画』（以下、「保存活用計画」と記載する）を策定した。

『史跡原城跡 整備基本計画書』（平成22年度）ならびに『同（追補版）』（平成28年度）、『同（補訂版）』（平成28年度）については、これまで隨時改訂を行ってきたものの、自然災害に伴う災害復旧への対応などが急増してきたこともあり、防災整備を主として既存計画の進捗に遅れが生じてきている。また、保存活用計画において史跡全体の活用に向けた方向性を示したことなどから、改めて原城跡の整備に関する体制やスケジュールを構築し、史跡全体の価値を適切に伝え、まちづくりの核となり得るような整備を実現する必要がある。具体的には、上に述べたような史跡全体および隣接する陣跡の活用方策の具現化、或いは史跡の価値伝達や活用を補完するガイダンス機能の見直し、拡充など様々な課題がある。こうした諸課題の解決に向け、これまでの整備計画に基づく事業成果、一方で実施に至らなかった事業に対する再検討を行い、踏襲、見直し、廃止などを判断し、現在の原城跡を取り巻く状況により即し、今後の整備事業の指針とするべく、新たに『史跡原城跡 整備基本計画』（以下、「本計画」と記載する）を策定することとした。

## 第2節 計画の目的・対象範囲・期間

### 1) 整備基本計画の目的

史跡原城跡は、『城郭としての価値』と『島原・天草一揆の戦跡としての価値』という時代が異なる2つの本質的価値を有する史跡である。また、世界文化遺産となった「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産としては、島原・天草一揆が、キリシタンが自らの形で信仰を伝えていくきっかけとなる出来事であり、原城跡がそのストーリーの出発点となる重要な役割を担っており、史跡の本質的価値を的確に伝えていく必要性が高まっている。

史跡の保存管理の面においては、近年、豪雨災害等により曲輪の法面や崖面の崩落が増加しており、史跡の本質的価値を損なう懸念も増大している。

本計画では、保存活用計画に大綱として示している「原城跡の史跡としての望ましい将来像」の実現に向け、史跡並びにその周辺も含めて保存、活用に係る現状と課題を整理したうえで、史跡の本質的価値を適切に保存し史跡全体の本質的価値を伝えるための整備を実施するとともに、本市の地域振興の核となるような各種整備の具体的なあり方を示すことを目的とする。

## 2) 計画の対象範囲

保存活用計画において、指定地周辺の陣跡、仕寄場等の関連が深いものを構成要素として含め計画を策定した。また、原城跡の本質的価値に関わる整備については、国史跡の指定地周辺でも予定している。本計画の対象範囲についても、国史跡の指定範囲に加えて、指定地周辺も含めたものとする（図1-1）。

## 3) 計画期間

本計画の対象期間は令和4年（2022）12月1日～令和13年（2031）3月31日とする。

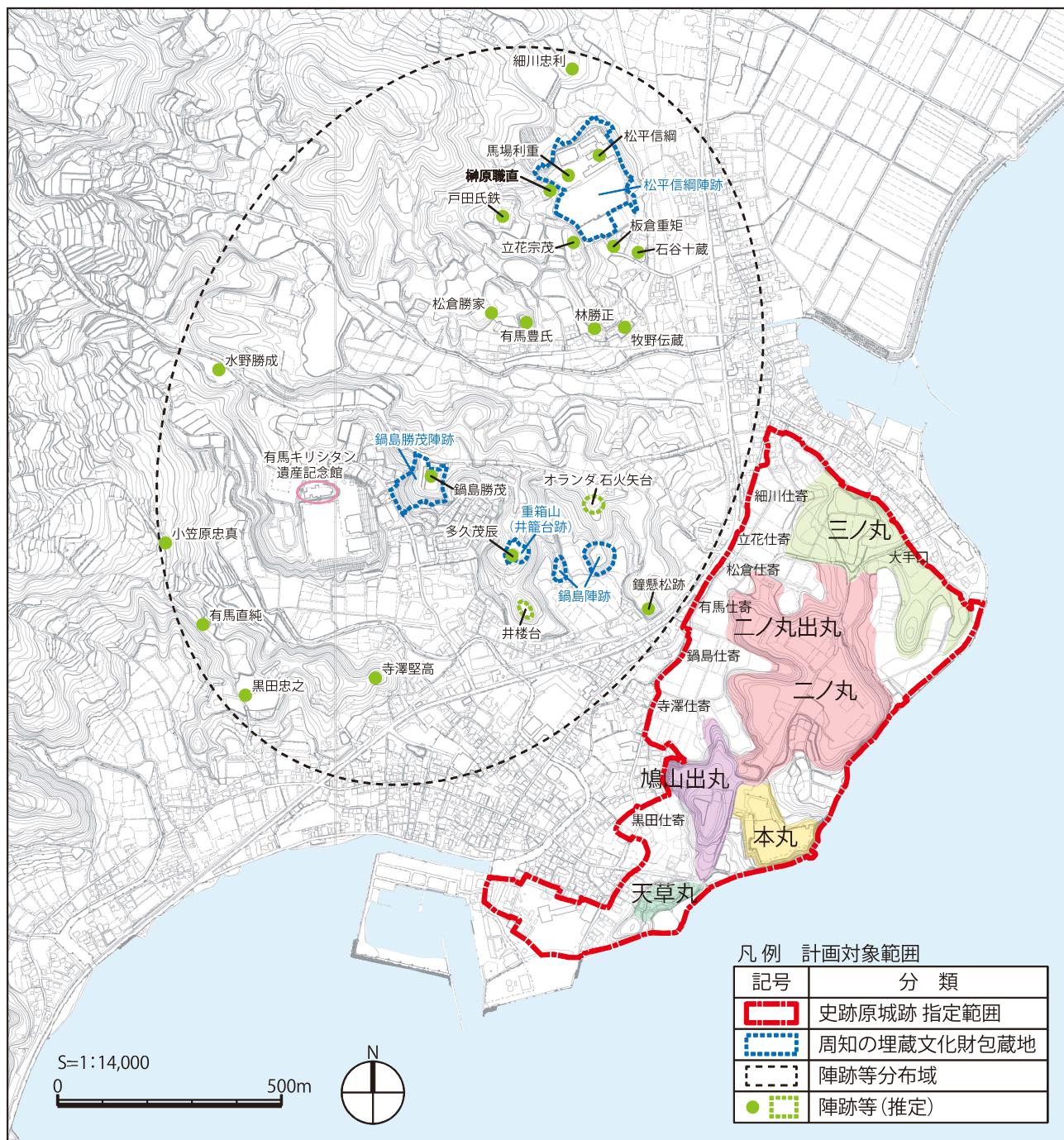


図1-1 計画対象範囲図

### 第3節 委員会の設置

本計画策定にあたっては、原城跡の保存・調査整備等について指導を受けている「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会」（以下、「委員会」と記載）ならびにオブザーバーとして文化庁、長崎県に助言を受け、検討を行った。委員会の構成と開催の経過については次のとおりである。

#### 1) 委員会の構成

##### 【指導助言】

##### 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会（敬称略）

区分	氏名	所属等	専門分野
委員長	高瀬 要一	(元) 奈良文化財研究所 文化遺産部長	史跡整備
委員	朽津 信明	東京文化財研究所保存科学研究センター修復計画 研究室 室長	保存科学・ 地質学
	嶋田 惣二郎	南島原市文化財保護審議会 会長	地域有識者
	杉本 知史	長崎大学大学院工学研究科 准教授	土木工学
	千田 嘉博	奈良大学文学部文化財学科 教授	城郭
	玉井 哲雄	国立歴史民俗博物館 名誉教授	建築史
	服部 英雄	名古屋城調査研究センター センター長	中世史
	宮武 正登	佐賀大学全学教育機構人文科学・芸術部門 教授	城郭
	分部 哲秋	学校法人玉木学園 長崎医療技術専門学校 校長	形質人類学

##### 【オブザーバー】

##### 文化庁

文化資源活用課 整備部門 文化財調査官 岩井 浩介  
文化財第二課 史跡部門 文化財調査官 浅野 啓介  
文化資源活用課 世界文化遺産部門 文化財調査官 鈴木 地平

##### 長崎県

教育庁 学芸文化課  
文化観光国際部 世界遺産課（～令和4年3月31日）  
文化観光国際部 文化振興・世界遺産課（令和4年4月1日～）

##### 【事務局】

##### 南島原市教育委員会

教育長 永田 良二（～令和3年8月10日）  
松本 弘明（令和3年8月11日～）  
教育次長 栗田 一政（～令和4年3月31日）  
五島 裕一（令和4年4月1日～）

##### 文化財課

##### 世界遺産推進室

##### 【事務局補助】

株式会社 埋蔵文化財サポートシステム 長崎支店

## 2) 委員会開催の経過

第1回	令和3年6月16日	史跡原城跡整備基本計画の改訂について
第2回	令和4年1月6日	史跡原城跡整備基本計画の改訂について
第3回	令和4年6月1日	史跡原城跡整備基本計画の改訂について
第4回	令和4年9月20日	史跡原城跡整備基本計画の改訂について
第5回	令和4年10月27日	史跡原城跡整備基本計画の改訂について

## 第4節 上位計画および関連計画

南島原市では、市民と行政が共に未来へ漕ぎ進んでいくための“コンパス”的役割を果たすような、まちづくりの基本的な考え方を取りまとめた市の最上位計画となる『第Ⅱ期南島原市総合計画』(以下、「総合計画」と記載)(平成30年(2018)3月)を策定している。総合計画では、今後のまちのあるべき姿(将来像)を、“これからも 住み続けたい 住んでみたいまち”と定め、まちづくりの柱となる8つの基本柱とともに、本市の強みとなる豊富な地域資源を活かしながら、暮らしの豊かさや幸せを実感できるまちづくりに取り組むこととしている。この基本柱のうち文化財に大きくかかわるのは2つ目の柱である「郷土文化」であり、代々受け継がれてきた“郷土文化”を大切に守り、次世代に伝えるとともに、観光・交流資源をはじめ、様々な分野で活用を図るなど、“郷土の誇りを守り活かすまち”を目指すこととなっている。この中で原城跡については、後世へ継承していくため史跡の保存管理および整備を行い、計画的な公有化を行うための情報共有に努めることとしている。

教育分野においては、『南島原市教育振興基本計画』が最上位計画となっており、それに則り保存活用計画を策定している。保存活用計画では、原城跡を次世代に確実に継承していくため、原城跡が有する本質的価値とその構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくために、現状と課題を整理し、保存・管理や活用、整備、運営等について、方針および方法を示している。

本計画については、それらの上位計画の方針等に則り策定することとしており、『南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略』、『南島原市自転車活用推進計画』、『南島原市フィールドミュージアム基本計画』、『南島原市地域防災計画』、『南島原市景観計画』など、史跡原城跡に関する全ての計画との整合も図り策定したものである(図1-2)。

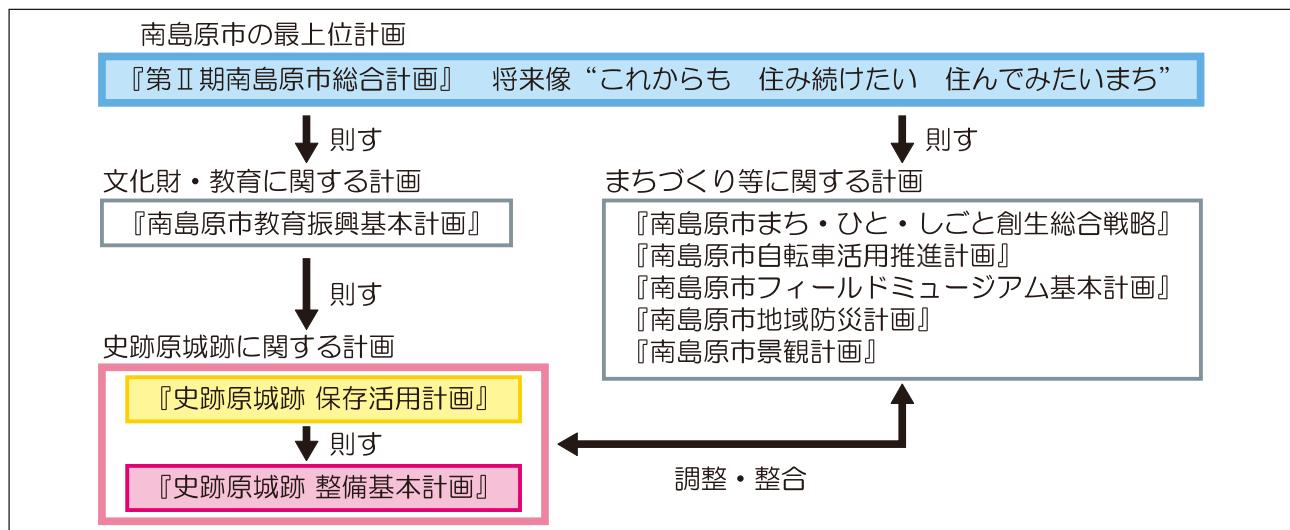


図1-2 本計画と関連計画との関係